

かすみがうら市  
一般廃棄物処理基本計画  
(概要版)

平成27年3月

かすみがうら市

---

# はじめに

---

## ◇ 計画策定の主旨

一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」とします。）は、かすみがうら市（以下、「本市」とします。）が長期的・総合的視点に立って、循環型社会形成のための計画的なごみ及び生活排水処理の推進を図るための基本方針として、ごみ及び生活排水の発生から、収集運搬、中間処理及び最終処分に至るまでの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めることを目的として策定しました。

※ 「循環型社会」とは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものについては適正に処分することが確保されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

## ◇ 適用範囲

### ① 計画対象地域

本計画の対象区域は、本市全域を対象としています。

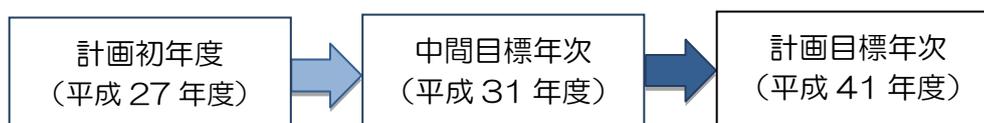
### ② 計画対象の廃棄物

本計画の廃棄物は、生活排水も含めた一般廃棄物※となります。

※ 廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分され、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物とされています。

## ◇ 計画目標年次

本計画は、平成 27 年度（2015 年度）を計画初年度とし、15 年後の平成 41 年度（2030 年度）を計画目標年次とします。さらに、計画の進捗状況を把握し、5 年ごとの計画見直しを適切に実施していくため、中間目標年次を平成 31 年度として設定します。



# ごみ処理基本計画

## ◇ 基本理念

本計画では総合計画の理念を踏襲して、新たに「みんなでごみゼロ大作戦！～きらきら 豊かなめぐみ野 かすみがうら～」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うことで、ごみの減量化・資源化、資源の有効利用に努め、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指していくこととします。

かすみがうら市 ごみ処理基本計画 基本理念

みんなでごみゼロ大作戦！～きらきら 豊かなめぐみ野 かすみがうら～

## ◇ 基本方針

基本方針1：市民・事業者・行政の役割分担によるごみ発生抑制・資源化の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して発生抑制、減量化・資源化を推進していくための協力体制づくりを推進します。

基本方針2：効率的な資源循環システムの構築

市民・事業者が参加しやすく、円滑な資源回収が行える仕組みを作るとともに、効率的な収集・運搬体制の整備を行います。中間処理の体制の検討は、近隣市町で新たなごみ処理施設の整備計画に向けた検討を行い、最適な処理・処分体制を構築します。

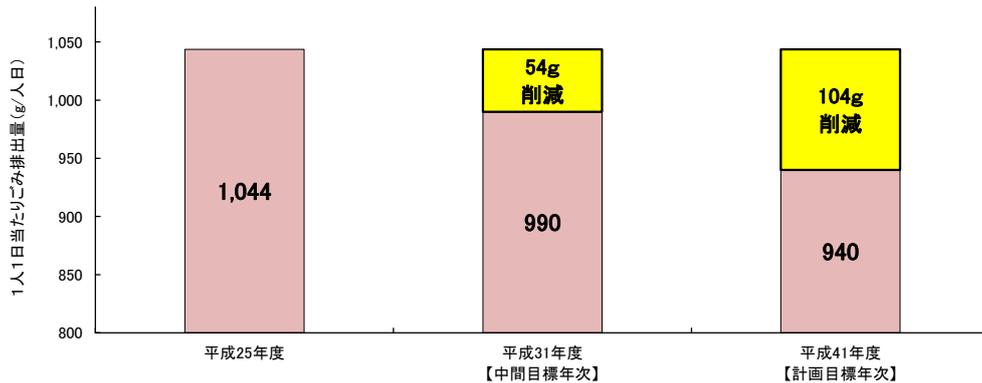
基本方針3：環境の負荷を抑えたごみ処理事業の推進

排出抑制、循環的利用を徹底したうえで、なお循環的な利用が行われないものについては、適正に処理を行うことが必要です。廃棄物をより適正に処理していくために、不法投棄対策や在宅医療廃棄物等の対応、最終処分先の検討を推進していきます。

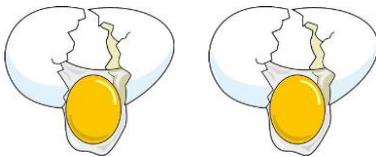
## ◇ 目標

### ① ごみの減量化目標

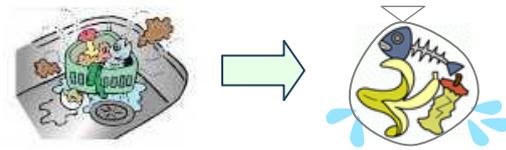
1人1日当たりのごみ総排出量を平成25年度比（1,044g）で  
平成31年度までに約5%（990g）  
平成41年度までに約10%（940g）削減します。



※市民1日当たり毎日卵2個分の削減が必要です！

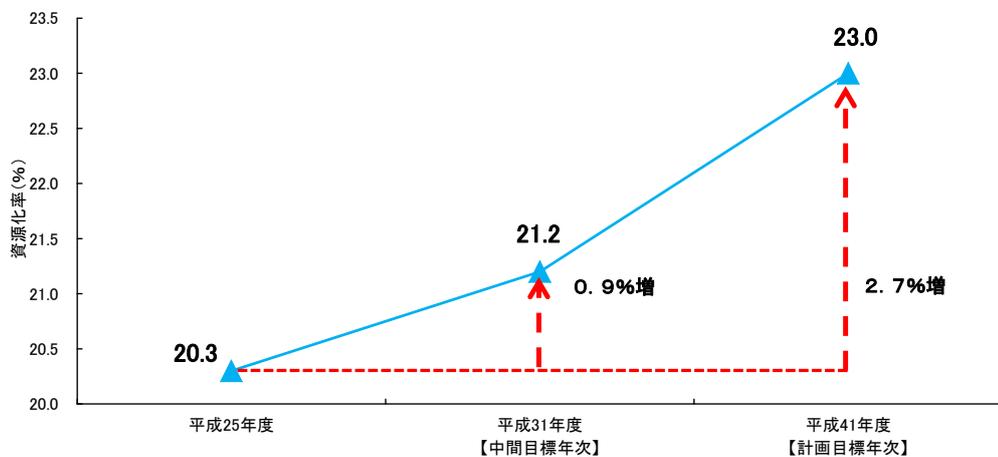


※三角コーナーに入った約600gの生ごみを水切りすると、100gの減量効果があります！



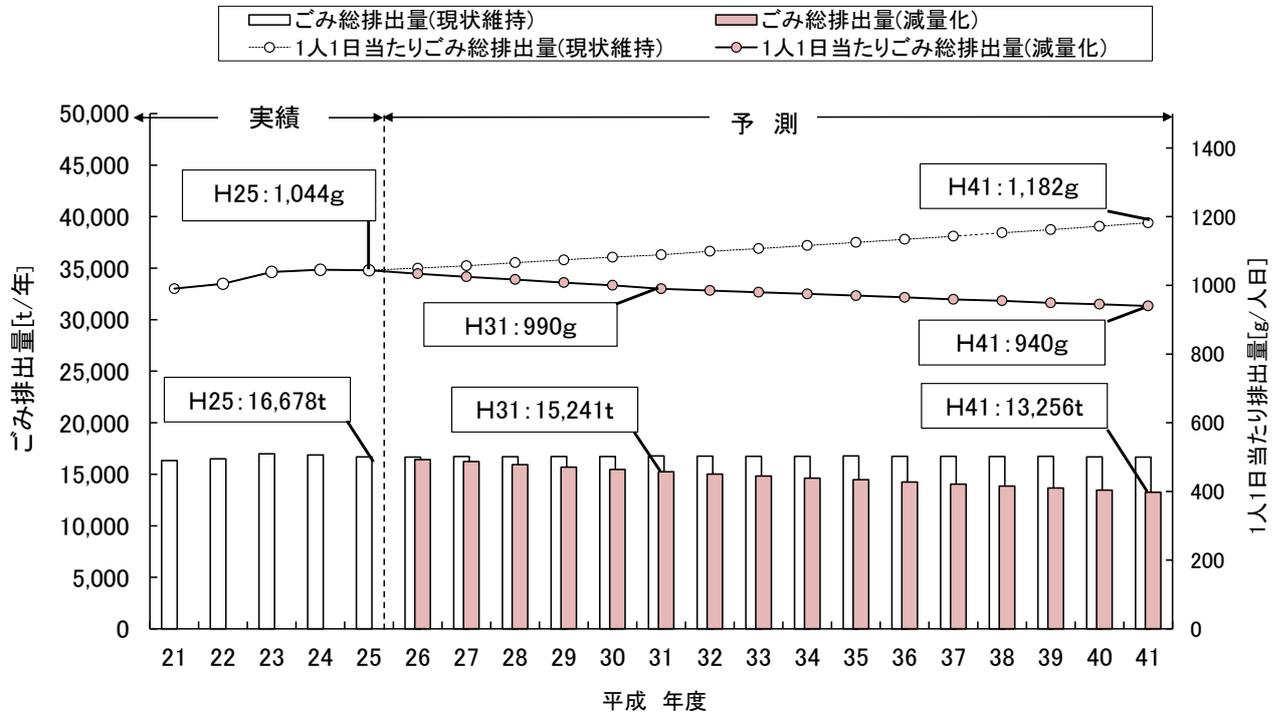
### ② 資源化率

資源化率を平成25年度比（20.3%）で  
平成41までに23%を目指します。



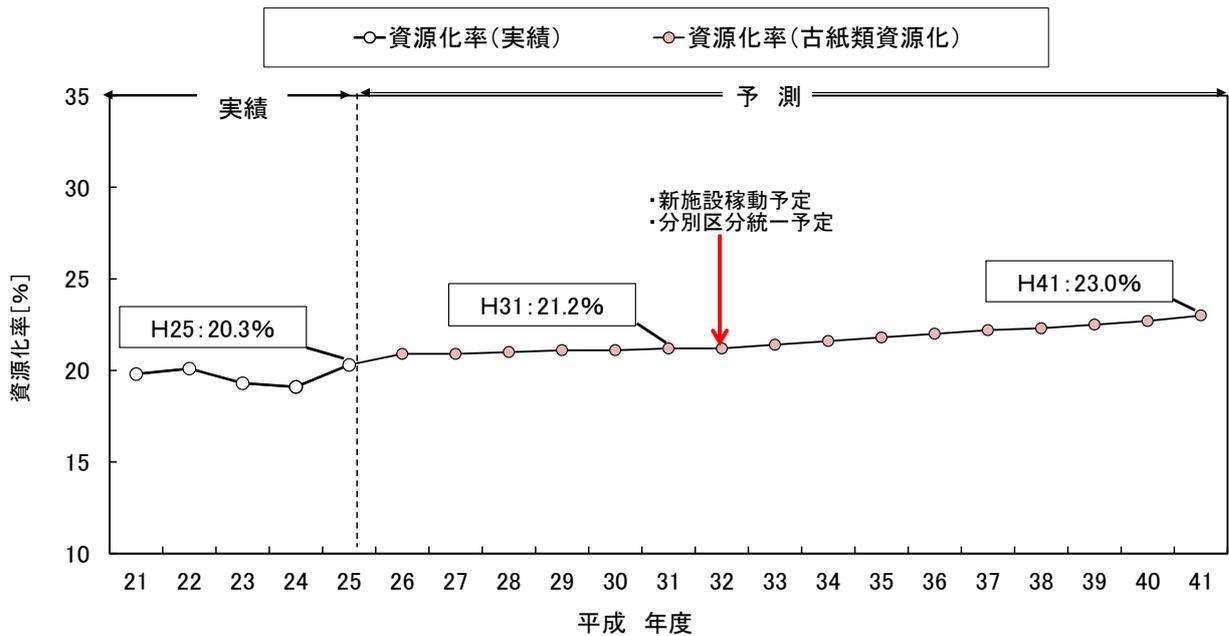
## ◇ ごみ発生量の見通し

ごみの減量施策を行った場合、中間目標年次の平成 31 年度には 15,241 t、平成 41 年度に 13,256 t になると予測されます。



## ◇ 資源化率の見通し

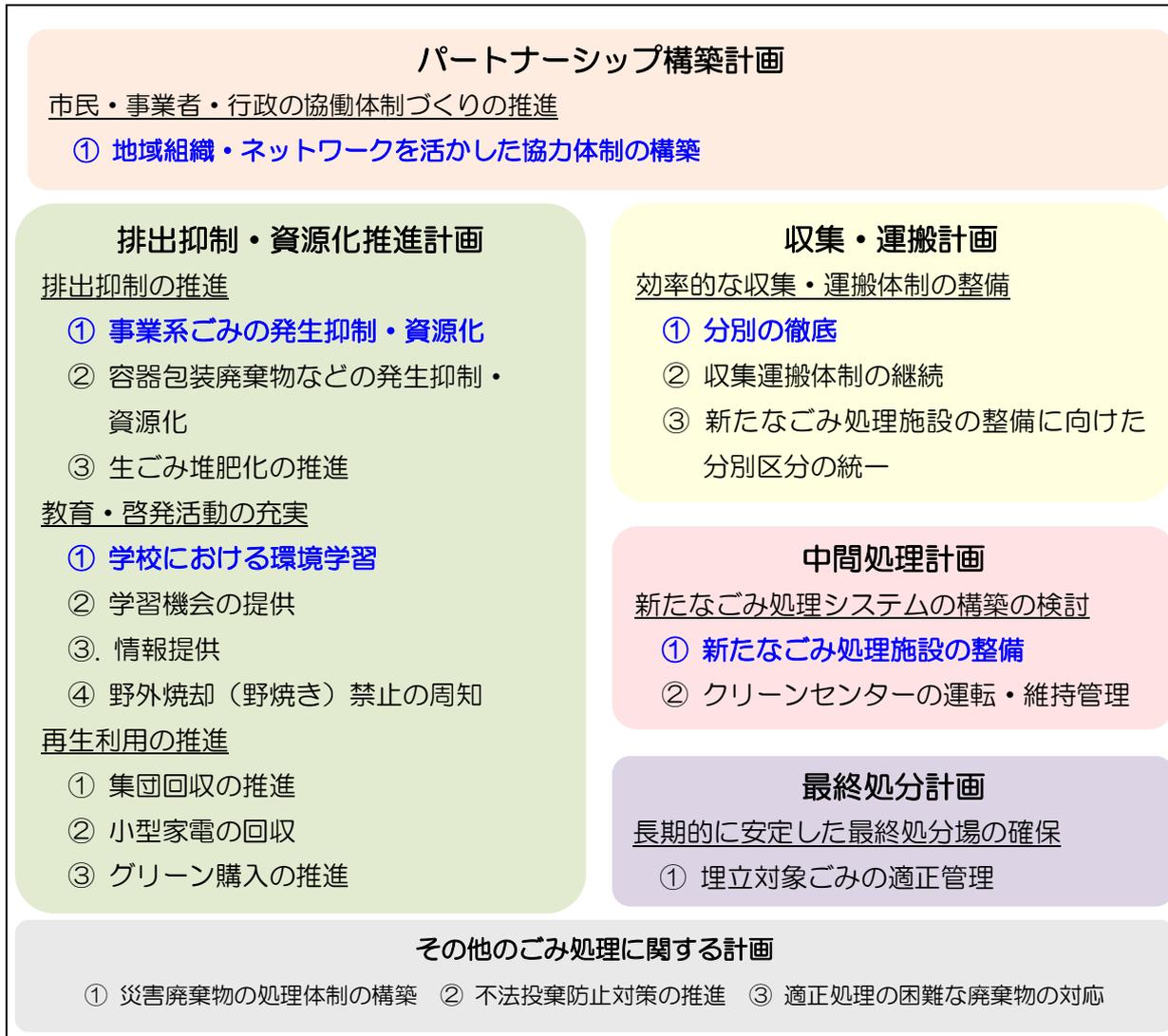
ごみの資源化施策を行った場合、中間目標年次の平成 31 年度に 21.2%、計画目標年次の平成 41 年度に 23.0% になると予測されます。



## ◇ 目標達成のための施策

ごみの排出抑制、再使用及び再生利用を効率的に推進していくためには、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を理解して主体的な取り組みを実践していくとともに、互いのパートナーシップを推進していくことが重要です。

市は行政の取り組みを推進するとともに、市民、事業者に対して、それぞれの主体が取り組むべき事項について、様々な機会を通して普及・啓発を行います。



※ 青文字の施策は市が重点的に取り組んでいく施策です。

### 目標達成のためにみんなが出来ること

- ① 不要なものは買わない、受け取らないなどごみを出さない、繰り返し使用できる商品を選ぶ、壊れたら修理するなどごみを出さないライフスタイルを心がけましょう。
- ② 事業者、行政が行う資源化に対する取り組みに協力しましょう。
- ③ 身近なごみ問題から、環境への意識を高めましょう。

## ◇ 重点的に取り組む施策

### **重点施策1 地域組織・ネットワークを活かした協力体制の構築**

- ① 自治会、区長会、子ども会などの既存ネットワークを活かし、ごみ分別の現状、課題点などの意見交換の機会を設け、市民が協力できる体制を整えます。
- ② ごみに関する委員会を開催し、市民や事業者の相互理解を深めていきます。

### **重点施策2 事業系ごみの発生抑制・資源化**

- ① 事業者が過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、リサイクル活動に積極的に取り組むよう協力を求めます。また、減量化・資源化啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行い、ごみの発生抑制を促進します。
- ② 多量排出事業者には、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、実施状況を把握し、必要な助言・指導を行います。特に、事業所から多量に発生する古紙類を資源化するため、市は古紙類の資源化のルートの確保を検討します。

### **重点施策3 学校における環境学習**

- ① 市は、環境を守り資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために、小学校での環境教育を推進していきます。
- ② 市内の小学校の児童に対しては、本市の分別方法、ごみの減量、リサイクル方法などの内容を見直した副読本を活用した授業を行うとともに、クリーンセンターの見学を行い、ごみ処理について学ぶ機会を設け、3R推進のための意識づくりを行います。

### **重点施策4 分別の徹底**

- ① 分別区分やごみ収集日程等の見直しを検討するとともに、分別排出の指導を徹底します。
- ② 事業者に対しては、クリーンセンターにおいてごみ受入時に展開検査を行い、不適切なごみは持ち帰らせる指導を強化します。
- ③ 事業所から多量に発生する古紙を資源化するため、排出事業者に対する意識向上を図るとともに、排出事業者と資源化業者を結びつけるための取り組みを検討します。

### **重点施策5 新たにごみ処理施設の整備**

現在、本市では、関係自治体と協働してごみ処理を推進していくために、「石岡市・小美玉市・かすみがうら市・茨城町一般廃棄物広域処理推進協議会」に参画し、新たにごみ処理施設の整備に関する協議を行っています。今後も2市1町と共に適正なごみ処理施設の整備に向けた検討を行っていきます。

---

# 生活排水処理基本計画

---

## ◇ 基本理念

本計画では、河川及び霞ヶ浦の水質汚濁の防止を図るため、公共下水道、浄化槽等の施設整備を計画的に行い、家庭及び事業所からの生活排水の排出量の削減、適正排出に努めることで、豊かな水環境の保全を目指します。

かすみがうら市 生活排水処理基本計画 基本理念

快適な水環境を創造するまち ～ふるさとの豊かな水環境を目指して～

## ◇ 基本方針

### 基本方針1：水環境の向上のための普及啓発活動の推進

豊かな水環境の創出のため、家庭及び事業所での生活排水排出対策が重要になります。家庭及び事業所からの排出量削減、適正な排出に関する普及啓発活動等を行います。

また、公共下水道及び農業集落排水施設整備区域外では生活排水処理普及率拡大のため、合併処理浄化槽の普及拡大を目指すとともに、浄化槽設置者への適正管理に関する呼びかけ等を行い、維持管理水準の向上を目指します。

### 基本方針2：安定したし尿、浄化槽汚泥の収集運搬及び処理処分体制の構築

生活排水の安定処理を実現するためには、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域では、整備計画の早期実現を目指すとともに、共用区域内の接続率向上を目指します。

また、適正な処理体制の継続に向け、石岡クリーンセンターに搬入されるし尿及び浄化槽汚泥量の把握に努めるとともに、将来のし尿及び浄化槽汚泥の変化に対応した柔軟な体制を整えます。

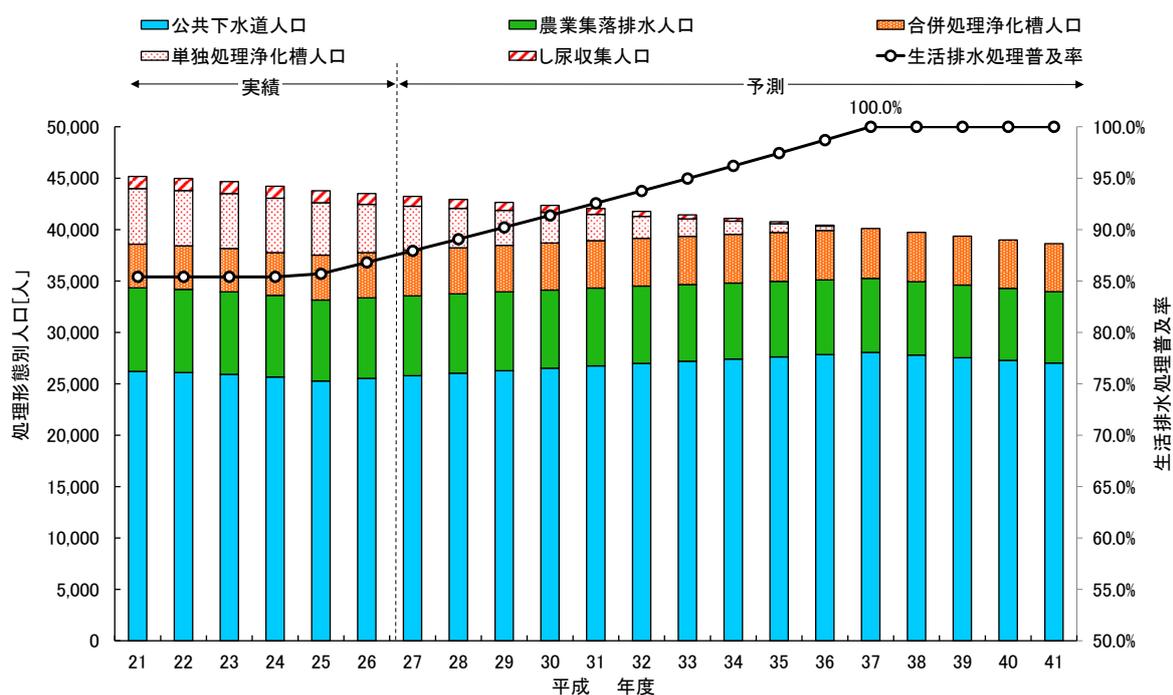
## ◇ 目標

生活排水処理普及率を

平成 41 年度（計画目標年次）まで 100% を維持します。

## ◇ 生活排水処理の普及人口の見通し

生活排水処理の施策を実施した場合、本市の生活排水処理普及率は平成 37 年度までに 100% になると予測されます。



## 目標達成のための施策

適正な処理体制の構築のため、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を理解し、主体的に取り組む必要があります。

### 適正処理・普及啓発計画

- ① 生活雑排水の適正排出の推進
- ② 水質浄化の推進
- ③ 合併処理浄化槽の普及拡大

### 収集運搬及び処理処分計画

- ① 公共下水道の整備
- ② 適正な収集運搬体制の管理
- ③ 下水道施設及び農業集落排水処理施設の維持管理
- ④ 適正な中間処理体制の管理
- ⑤ 資源化・最終処分体制の管理

かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画

平成27年3月

発行 かすみがうら市

編集 環境経済部 環境保全課

〒300-0192

茨城県かすみがうら市大和田562（霞ヶ浦庁舎）

TEL 029-897-1111（霞ヶ浦庁舎）

FAX 029-897-1243